

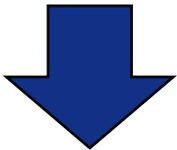
# フリーランス・事業者間取引適正化等法に関する相談窓口

## 法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の「取引の適正化」とフリーランスの方の「就業環境の整備」を図ることを目的としています。

### フリーランスの方で

1. 発注事業者との間にトラブルを抱えている
2. とりあえず相談をしたい



### フリーランス・トラブル110番

TEL 0120-532-110  
(9:30~16:30 土日祝日除く)  
※弁護士が相談から解決まで、ワンストップでサポートしています。  
**利用無料**



(※発注事業者の相談には対応していません)

### 発注事業者・フリーランスの方で

「取引の適正化」に関する相談をしたい

- ① 書面等による取引条件の明示
- ② 報酬支払期日の設定・期日内の支払い
- ③ 禁止行為（1か月以上の業務委託の場合）



### 公正取引委員会

TEL 03-3581-5479  
(フリーランス取引適正化室)  
TEL 092-437-2756  
(九州事務所)



### 中小企業庁

TEL 03-3501-1669  
(取引課)  
TEL 092-482-5450  
(九州経済産業課)

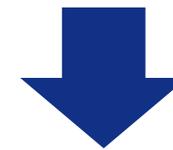


### 発注事業者・フリーランスの方で

1. 「就業環境の整備」に関する相談をしたい

- ④ 募集情報の的確表示
- ⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮（6か月以上の業務委託の場合）
- ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備
- ⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示（6か月以上の業務委託の場合）

2. とりあえず相談をしたい



### 大分労働局

雇用環境・均等室  
TEL 097-532-4025



### フリーランスの方で

労働者かもしれないと考えている

業務委託という名称だが、働き方の実態から、自分は労働者ではないかと考えている



### 所轄労働基準監督署

問い合わせ先は、下記より

<https://jsite.mhlw.go.jp/oita-roudoukyoku/kantoku/144.html>



(※) 労災保険の特別加入制度（特定フリーランス事業）に関しては、大分労働局 総務部労働保険徴収室（TEL 097-536-7095）までご相談ください。

## 法律の内容

|         | 義務項目                | 具体的な内容  |
|---------|---------------------|---|
| 取引の適正化  | ① 書面等による取引条件の明示     | 業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること<br>「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」   |
|         | ② 報酬支払期日の設定・期日内の支払  | 発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと   |
|         | ③ 禁止行為              | フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと<br>●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったたき ●購入・利用強制<br>●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し   |
| 就業環境の整備 | ④ 募集情報の的確表示         | 広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、<br>・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと<br>・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと   |
|         | ⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮 | 6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと<br>(例)<br>・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること<br>・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など<br>※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。 |
|         | ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備   | フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること<br>①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など   |
|         | ⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示   | 6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、<br>・原則として30日前までに予告しなければならないこと<br>・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと   |